

速度取締り指針

令和6年10月
下田警察署

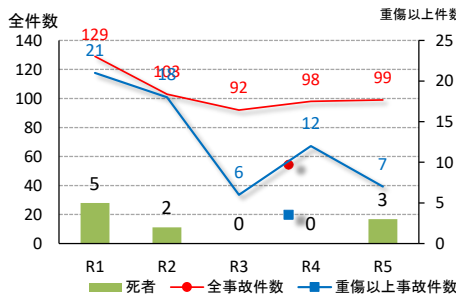
下田警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道135号	6:00~18:00	下田市から東伊豆町までの間	40~50km/h
国道414号	12:00~18:00	下田市から河津町までの間	40~50km/h

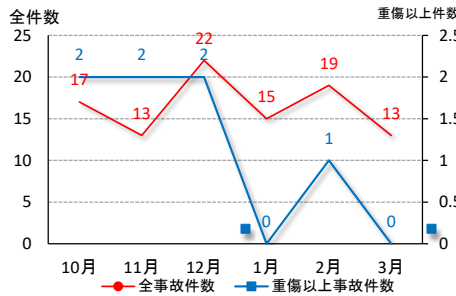
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度下半期)



前年度下半期の月別事故発生状況

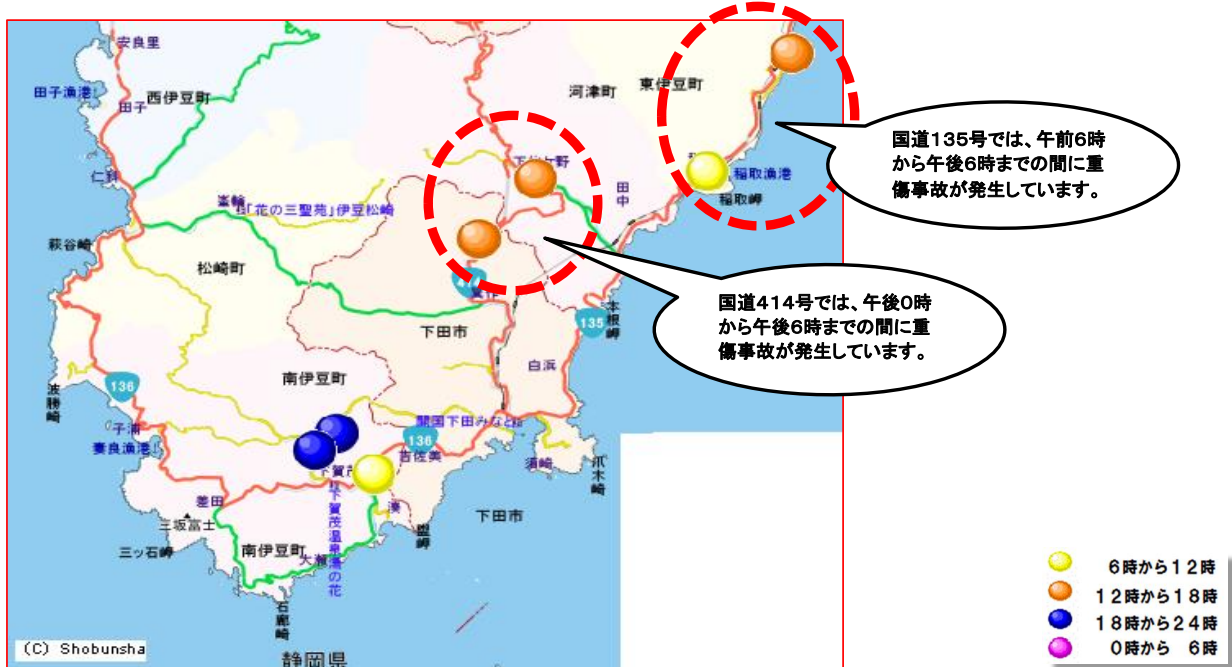


前年度下半期における交通事故発生状況

	前年度下半期	
	件数	前年比
件数	99	1
うち重傷事故	10	10
死者	3	3
負傷者	139	4
うち重傷者	11	-2

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年(令和1年から5年)の状況



その他取締りの要点等

- ・国道135号や国道414号では、直前速度50km/h以上の交通事故が発生しています。同所はカーブ等が多く道路の形状は悪いものの、信号機や交通量が少ない状況にあることから、運転時に気が緩みやすく、漫然運転や高速度で進行する車両等が多くなり、度々重大事故が発生しています。速度超過による交通事故を防止するために、カーブ手前の長い直線道路において速度取締りを実施します。
- ・下田市等は温泉や史跡等の観光地が多く、数多くの観光客が訪れます。観光客は徒歩で移動することが多い傾向にあるため、同エリアにおいて歩行者妨害等の交差点関連違反の取締りを強化し、交通弱者保護に努めます。さらに夕暮れ時から夜間における高齢歩行者事故防止対策として、スーパーマーケット等の商業施設が所在する地域や住宅街において、パトカー及び白バイによるレッドパトロールやマイク広報を実施し、交通事故の未然防止及びドライバーや歩行者の安全意識向上に努めます。